

## 第三章 本邦各都市に於ける工場誘致の概況

### 第一節 國土計畫前後

自由主義經濟下に於ける生産流態の第一段階として工業の大都市集中が行はれ、これに應じ人口が大都市に集積するのは公式である。

而して此の工業集中の形式については既往の立地學が或程度の解説をなして居る。

然るに此の工業集中乃至是に伴ふ人口集積には當然或限界があり、その限界をこへると今度は逆に大都市の中から居住の分散が初まり、次で工業自體が離脱する。(尤是は心ずしも移轉の形式ではなく或時は擴張の形を採つて行はれる)

此の分散は、一應大都市を離れる事により夫々大なり小なりの能率上の「負」を伴ふが、然し同時に新しき環境は何等かの「正」を補ひ又交通機關は大きくその「負」を回復して呉れ様とする。見様によつてはかゝる分散期を見計らつて交通機關は發展を準備して居り、その準備

に應じて徐々に工場が分散を初めるのだとも云へる。

云ふ可くば割引されたる立地條件が成立したところで分散が初まるのである。

かゝる求心から遠心への轉換を、若し自由主義經濟に於ける生産動態の第二段階とするなら、これについて來るものは當然此の動きを捉らへ、此の中に自個目的を發見し、此の動向を擴大強化し國土の廣さに迄擴げ、人口及生産の再編成をなさんとする働きである。

此の第三段階に於ては、自由主義は完全に影をひそめ、總ては國家の目的に副ふ可く（或は國家社會全體の意慾と云つてもいい）動員される。

而して現代特に目下の實狀に於て、我國の求めてゐる此の再編成の形態は、最後の形としては「大都市の消失と農村と健全なる調和を保てる中級都市の全國的均等分布」となるのであらう。

此の表現を以つて第三段階（尤既に計畫經濟）の生産流態に入らんとするのが所謂國土計畫なのである。（嚴密に云へばその中央計畫）

而して今自分がこゝに概説せんとするのは、此の國土計畫前夜としての、第二段階後期の工場誘致運動についてなのである。

## 第二節 活動地帯

第二段階に於て工業及人口は大都市からはなれ、徐々に先ずその側近の都市に後退し初める。

大阪が堺、尼崎を育て、東京が川崎、市川、川口を大ならしめたる如きはその適例である。

而して此の機を敏感に捉へる能力ある地方民は、此の際あらゆる工夫をめぐらして、此の遊離工場の誘致を計つた。（それは昭和八、九年頃からの事である）多年大都市の影となつて陰慘な生活を送つて居た彼等にとつてはこれこそ二度來ざる可き更生の機會なのである。

而して是等は勿論、先ず立地的に恵まれたる地方に於て試みられるのが當然である。

よつて順序としてその分布を視る必要があるのであるが、その前に豫備智識としてその「立地的に恵まれたる地方」即工業立地適格地方の構成について吟味して見る。

自分は都市の工業力を檢索する手段として「都市の人口當りの生産額」の分布を求めた。

而してそれはおよそ美事と云ふ文字の該當する程美しい分布を有して居た。

即人口一人當り一、〇〇〇圓以上の最高額のもの釜石、川崎、大垣、八幡共に表日本にある。

次で高額の七〇〇——九〇〇圓のものは一〇市であるが、その二つが四國及九州東岸に飛べる丈で他は總て東京、大阪を中心とする平野及北九州に集結してゐる。

而して四〇〇——六〇〇圓の都市が此の點綴を仕上る如く三〇有餘顯はれ關東平野、東海道、攝津平野、瀬戸内海沿岸、北九州の「工業地方」を描き出すのである。

日本に於ける都市生産額の標準は二〇〇であるから、是は倍乃至三倍の強度の工業都市たる事勿論である。

よつて此の「工業立地適格地方」が支配的なものである事云ふ迄もない。

是に三〇〇——四〇〇圓級の都市を加へれば地帯は大體完成するのであるが、その結果我々の得たものは常識通り、

東北、裏日本の貧困

南九州、南四國の空白

名古屋、大阪地帯の高密度

であるが、たゞ常識を修正するものとして

山陽道、北四國の疎なる事

中部日本の北上傾向

が顯はれてゐる。

是等については云ふ迄もなく、立地論の餘蘊なく解説し得る所であらう。

自分はたゞ消費、交通の兩指向は別として、此の區域が北緯三十五度に沿ふ地帯なる事と、地理學上最も日照時長く、雨量少なき、労働上の最上條件にある土地なる事を發見し興味を有つのである。

とまれ、こゝにかゝる「立地々帯」が存在する事を識る時、我々は誘致運動が先ずこゝを温床とす可き事を豫測し得るのである。

かくして、こゝに工場誘致に活發なる都市の分布を視る事になるが、それに先き立ちあらかじめ斷つて置かなければならないのは、自分の統計は立地研究會（現在市政調査會内にある國土計畫研究會）によつて得たものであるが、それが國勢調査によるものでなく全く全國同僚の厚意的のものである事から甚不明瞭な報告もあり得た事と、私的なものである所から全國的の資料とはなり得なかつた事、及び國防の關係上その結果を詳細に發表する事が出来ない事等である。

それにもかゝらず、自分がこゝに何等かの解説を附し得ると考へ得るのは、自分がその誘致運動の最も盛んな愛知地方に十數年居住し、且その後も大なり小なり種々の都市のその方面の仕事に耳を借す機會が多く、實體について多少の自信を有し得たからである。

よつて直に結論からのべる順となるが、自分の知り得た六〇有餘の誘致工場の中の四〇は豫想通り前説北緯三十五度餘地帯に於て行はれ、その中の約三〇は東海道と濃尾平野に於て行はれてゐる。

たゞ、此の分布に於て意外なのは、東北諸都市の活動であるが、是は恐らく東北振興運動に刺戟された爲であらう。(因に是等の數値は昭和十三年以後のもの及軍直接の工場關係を除いて居る。主として昭和十三年以前四、五年に汎るものである。是は前出の如く諸資料より推定し昭和六、七年頃から活發になつたと推定し得るからである。)

### 第三節 誘致工場の諸相

先ず工場誘致の初まつた年次については左の様な結果がある。

大正一五年	一	昭和一年	一	昭和二年	一
-------	---	------	---	------	---

昭和三年	一	昭和七年	二	昭和十一年	三一
四年	一	八年	五	一二年	三九
五年	二	九年	二七	一三年	五三
六年	二	一〇年	二四		

此の數字は昭和八年頃より初まり一三年に向つて激増して居る。

次に又誘致された工場の種類は大體次の様なものである。

纖維(パルプを含む) 三八

北海一、東北一、關東一、東海五、濃尾一九

京畿二、四國三、山陽一、山陰三、北陸二

化學及重工業 一二

東北五、關東一、四國一、山陽二、九州三

機械 三

東北二、濃尾一

その他 七

東北四、四國二、九州一

化學及重工業の中、大部分は化學工業で重工業は微量である。

此の統計以外に自分の知れるものとして理研コンツェルンが二、三新潟方面で誘致されて居る。是は機械工業にして農村との關聯深く誘致され易きもの、典型である。これを算入すれば誘致工場の大部分は纖維及機械工業であり、それが輕工業地方、東海、濃尾を主として行はれてる事豫想通りである。たゞ意外なのは化學工業が案外多い事と、それが又東北に多き事である。

又、誘致された工場の規模は一〇萬坪のもの約二割、一萬坪以上のもの六割に近く、誘致によらざるもの（調査の副産物）が主として一萬坪級で八割であつたのに比し特色を示して居る。

即大資本の方が誘致側に着目され、且信用され易く、都市振興としても効果的であるからであらふ。

立地せる土地の地價には次の様な傾向がある。

坪〇・五圓以下	八	八	五	二四圓	一
一圓	二〇	九圓	二	二五圓	一

二圓	三四	一〇圓	一〇	三〇圓	四
三圓	三五	一三圓	一	三六圓	一
四圓	一五	一四圓	一	四〇圓	六
五圓	一九	一五圓	三	四三圓	一
六圓	九	一七圓	一	五〇圓	一
七圓	四	二〇圓	七		

大體に於て二、三圓が最も高く、一圓以下が案外少ないのは使用に適しない土地であるからであらう。又一〇圓、二〇圓と云ふのがあり、四〇圓が存外多いがいづれも特殊地方の立地で且面積小なるものである。

第四節 誘致方法

誘致方法は多様を極めて居るが、此を整理すれば大要左の如くなる。

甲、固定費助成

一、金銭助成

第三章 本邦各都市に於ける工場誘致の概況

第二部 國土計畫に關する特殊論考

イ、一般助成。ロ、土地買收費、土地買收費の全額或は一部、○土地借料の全額或は一部。

(備考) 金銭助成を市町村にて爲す場合と個人がなす場合とある。

二、土地助成

イ、無償提供、市町村有地。私有地を市町村にて買収して。或は私有地を地元有志が買収して。ロ、廉價提供。市町村有地。私有地の廉價斡旋。ハ、貸與、市町村有地の無償貸與、同上の廉價貸與。

三、整備助成

イ、整地。○工場敷地、附屬住宅地、ロ、公共施設。○道路の新設改修、○河川、運河、排水路の新設改修、水道工業用水。

四、地上權助成

農作物、家屋の補償。小作補償。

乙、經常費助成

一、課税免除

○全額。有限期間全額乃至半額。市税。建築税。地租(縣市附加税以外)戸數割。

○不動産取得税。市が工場より金を借り(土地買收費)此を免税の形式で償却。課税してその半額助成。村税を八年間免除、その二割を村に寄附。町道占用料免除。

二、公共施設使用料

瓦斯。水道。

三、電力

○縣營電力の廉價提供。縣、市等にて會社電力の廉價提供斡旋。

(備考) ○印は例多きもの。

土地助成は工場誘致の主流と云ふ可く、その中町有地を無償で與へたるものに岡山縣片上町耐火練瓦三、六〇〇坪、山口縣小郡町若林紡績六、〇〇〇坪、島根縣宍道町出雲織物一五、〇〇〇坪、高津町吉田町出雲織物二二、〇〇〇坪、高知縣豐濱町明正紡績三〇、〇〇〇坪、長崎縣島原町島原酒精一〇、〇〇〇坪、大分縣津久見町信用組合津久見農産工場五〇〇坪、大分市日本人造羊毛六七、〇〇〇坪、栃木縣小山町小平重工業、静岡縣安倍郡有度村綾羽クッシター六、〇〇〇坪、同濱名郡新井町濱名紡績五〇、〇〇〇坪、盛岡市東北興業アルギン酸三、六〇〇坪等の例がある。(數字は提供面積で必ずしも工場全面積ではなし。)

此の中、津久見の例は産組で土地を買ひ工場に與へたのである。又島根縣高津町吉田町の例は二町合同でやつた仕事で、此の種の事業としては極めて珍らしい美風に屬する。

次に純粹なる「一般的助成金」であるが此の例は少なく僅に静岡縣磐田郡二俣町で昭和一〇年來一、四〇〇圓づゝ用意して例及岩手縣石鳥谷で岩手耐火に對し時局轉換設備費として二〇、一〇〇圓助成して位なものである。

助成金の主體は土地買收費で

イ、總額に對し何割かを支給する場合

- 例、福井縣細呂木村エスリボン一、三〇〇圓、宇都宮各和製作一七、〇〇〇圓、日本撚絲一〇、〇〇〇圓(地代三〇、〇〇〇圓の中)、静岡縣富士纖維二〇〇、〇〇〇圓、京都府舞鶴町日出紡績四〇、〇〇〇圓、同宇治町日本レイヨン二〇〇、〇〇〇圓四、岡山縣福川村耐火レンガー〇、〇〇〇圓(一三、〇〇〇の中)、山口縣麻里布町下川村帝人三一、〇〇〇圓、同麻里布町山陽バルブ二五、〇〇〇圓島根縣宍道町出雲織物二八五、〇〇〇圓高知市天滿織物五一、〇〇〇圓高知縣鳴田村郡是製絲二〇、〇〇〇圓同豐濱町明正紡績二〇〇、〇〇〇圓德島縣小松島小松島罐詰三、三四〇圓岐阜市新興人絹五三、〇〇〇圓同日本毛織一八、三〇〇圓大垣市若林製絲三〇、〇〇〇圓同大日本紡績四八、〇〇〇圓同大垣毛絲一五、〇〇〇圓

ロ、豫定價格の過超部分に對する場合

- 例、大垣市岸和田紡績坪三圓をこへる部(實價坪四圓)、同大日本紡績坪四圓及補償反當り六〇圓をこへる部(實價坪五圓)、同太陽レイヨン坪二圓五十錢をこへる部(實價坪四圓)

ハ、坪當りの助成單價を定めたる場合

- 例、三重縣朝日村芝浦製作所反當二五〇圓(反一、六五〇〇圓に對し)、同川越村大洋フェルト反當一〇〇圓(反九〇〇圓の中)同常盤村三重製絨所反當一、七五四、同日永村東洋紡績坪〇・二五圓(坪二・五〇圓に對し)、同楠村東洋毛織坪〇・五圓(二圓に對し)、中央毛絲坪〇・五(二圓に對し)、北海道旭川市國策バルブ反二八圓(三〇〇圓に對し)

廉價提供の例は頗る多く、山口縣富田の曹達工場(四〇、〇〇〇坪坪八一—一〇圓にて買收反二、〇〇〇にて讓渡)、香川縣阪出町四國曹達(町有埋立地一八圓を八圓にて)、その他山形市山形電鋼(區劃整理組合地)、栃木縣宇都宮市名和製作所、静岡縣沼津市東京人絹、愛知縣舉母町豊田自動車、三重縣四日市日本板ガラス(縣有地)、福井縣酒井紡績等がある。

無償貸與の例は秋田市では帝國高壓に市有地二〇年間、福井縣鹿谷村で吉岡織物に對し村有地を二〇年間無償貸與し(昭和九年)、德島縣小松島町で東洋紙業に對し一、五〇〇坪を無償で三年四ヶ月使用せしめてる。

整備助成は殆ど一つの常例となつて居て、工場取付け道路の如きは必ず市町村の負擔となつてゐる。

又、此の種のもので最も重要なものは排水路で、此は水利權その他と關聯あるを以つて市町村の援助なくしては構築し得ぬ性質のものである。(例として沼津の東京人絹工場、愛知縣矢作町東洋紡績、岡崎市日本レイヨン、三重縣四日市東洋紡、宮城縣仙臺東北金屬等がある。)

珍らしいのは工業用水の助成であるが、此は宮城縣仙臺市東北金屬、鹽釜町日本硫安、岩手縣石鳥谷町大日本纖維等に例がある。

工場敷地造成の助成例は勿論多いが(岩手縣宮古ラサ工業に對し縣にて敷地造成)、その附屬住宅地の爲に敷地造成を必要とし區劃整理で行つた例は愛知縣舉母町の豊田自動車の場合が著名である。(六、七萬坪)

地上權助成は地上權の厄介な地方に多い。愛知縣古知野服部工場(地上權及作離料反當七五圓づゝ補助)、岡崎市日本レイヨン(桑園小作補償反當三〇圓づゝ市より)、大垣市大日本紡(作附補償反六〇圓を越へる部分紅五圓) 島根縣江津町新日本レイヨン(農産物三〇、〇〇〇圓、家屋移轉三〇、〇〇〇圓)、三重縣朝日村芝浦製作所、同日永村東洋紡(離作料坪當り〇・一〇圓)、北海道旭川國策バルブ(家屋移轉及耕作補償)等の例がある。

經常費助成の中の課税免除は殆ど工場誘致の常套手段となつて居て特に魅力とはならない程

である。税種には不動産、建築税、地稅、全市税等種々ある。

有限期間免除では五ヶ年が最も多い。(秋田の帝國高壓二〇ヶ年無税、島根出雲織物は七年免除後一〇年半額)

甚だ變つて居るのは岡崎市の例で、誘致の費用に要したる一〇萬圓を市が會社より借り入れ、此を無利子にて年々税額より差し引いて居る。

課税免除年限例は三年のもの二件、四年のもの二件、五年のもの七件、七年のもの一件、一〇年のもの一件、一三年のもの一件、二〇年のもの一件、全年のもの七件である。(數字は例數) 公共施設使用料については水道一疋につき一・八錢、瓦斯一立米につき六錢(現在一二・五錢)として誘致を策して居る例がある。(大分縣)

電力については電力縣營の地方に於て最も徹底して居る。福井縣にて現在一キロ五錢を二錢に、石川縣にては一キロ五厘に、富山縣では現在一錢四・五厘を〇、四錢に、富山市では大ロ二——二・五錢を〇・五——〇・八錢にそれぞれ値引きし誘致に成功して居る。此は電力を多く使用する工場の魅力である。

第五節 工場誘致の效果とその著しき例

工場誘致の結果は當然市勢に影響する事云ふをまたない。而して恐らくそれは次の形式を採るであらう。

人口増加——地價の昂騰——稅收入——市町村民の勤勞收入——觀興收入

人口増加は云ふ迄もない事であるが、此も誘致工場の業種によつて異なる。即紡績系のもものは女工なるを以つて女工數以上の増加を見ない。(此を對象とする商人の小數の増加は勿論ある) 人口増加は結局男工工業にして勞働力を要するもの程人口を集結する。尤、それも理研工業の如く幼年工にして農村通勤を企圖せる場合は矢張り人口集結を起さない。結局最人口集結をなすものは重工業であるとならふ。

地價の昂騰は大體に於て總ての場合に通用する。著しき例として愛知縣舉母町の豊田自動車の場合は一、二年にして或場所は一五〇割の急騰を見た。但し普通此は五割乃至二割と見るのを固しとし様。

稅收入は一般には免税であるから當分の恩典は受け得ない。數値については知り得て居ないが、愛知縣彌富町では昭和毛絲工場を誘致した爲、町稅の大半を輕減する事が出來たと云つてゐる。

地價の値上りに關する例。

上らず一八件、五割以下二三件、五割二八件、一割四九件、三割一八件、四割六件、五割六件、六割二件、七割五件、八割二件、九割一件、九割以上一件

市町村民の勤勞收入、觀興收入等は總て男工工業の場合丈であり(而してその場合は又適確) 商業收入は誘致工場が消費品をその町より買ふか、工場がその町の商人をその配給組織の一環とする良心を有した場合に限り有効である。理研工場は此の後者を以つて方針として居る。

此等工場誘致について最も古き歴史を有するものは濱松であるが、最近のものとしては市にて大垣、町として愛知縣舉母町であらう。

大垣市の例

誘致年表	工場名	面積	補助金
昭和七年	大垣毛織	約九、〇〇〇坪	一五、〇〇〇圓
八年	若林製絲	約三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇圓

第三章 東邦各都市に於ける工場誘致の概況

第二部 國土計畫に關する特殊論考

九年	大日本紡績	約三三、〇〇〇	四八、〇〇〇圓
一〇年	岸和田紡績	約二九、〇〇〇	坪三圓をこへた分(實價坪四圓)補助
一一年	大日本紡	約六一、〇〇〇	坪四圓及補償費反六〇圓を越す分の負擔(實價坪五圓)
一二年	太陽レーヨン	約三六、〇〇〇	坪二・五圓を越ゆる分負擔(實價坪四圓)
その結果の人口増加			
昭和七年	一五、〇〇〇	昭和九年	四八、〇〇〇
八年	三〇、〇〇〇	一〇年	三〇、〇〇〇
人口増加率	大正一四年—昭和五年	七・七%	昭和五年—昭和一〇年
生産率	昭和七年	七六一	昭和一一年
			一・〇五一

次に愛知縣舉母町は頗る避遠の地で在來萎微發達せず、人口一萬五千の小都にすぎなかつたが、昭和十二年豊田自動車(七三萬坪)を誘致するのに町費二一、〇〇〇圓を醸出反當一〇〇圓の買收費に對し一〇圓を補助し隣接地に六七萬坪従業員住宅地を造成する「斷」に出た。その結果先ず人口に於ては左の如き躍進を示した。

増加數	人口	増加數	人口
昭和八年—一〇年	二四	一二年—一三年	二、七二〇
一〇年—一一年	七四	一三年—一四年	七、七二〇
一一年—一二年	九六〇		二五、〇〇〇

地價は平均十五割の値上りを示し、町民の男子は月收五〇圓の職工となり得た。商店街收入については明確な數字をあげにくいが觀興方面では左の數値がある。

昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	妓數
五三八、〇〇〇	七〇八、〇〇〇	一、一八五、〇〇〇	六一
			七四
			一〇二

第六節 結 語

以上本邦に於ける工場誘致運動の概貌を示した譯であるが、此等の都市は結局に於て既に成功し、或はやがて或程度の成果をよさめ得様としてゐる。

かくして此の動きが國土の合理的改構に資する事は大きい。

殊に目下地方計畫國土計畫が準備されると云つても、我國の現下の情勢よりしてそれは到底獨逸的な徹底したものでなく、恐らく英國的な半自由主義的なものに止らふ。然りとせば國防國家が急ぎ望まれる現状よりして、此の動きを強化する作業が重要になつて來る。

第三章 本邦各都市に於ける工場誘致の概況

その爲には是非、國家或は公共の手による立地研究機關の設置が必要とされる。又工場のみ偏倚を防ぐ爲には資金調整の如き法の力を要し誘致せんとする自治體に對してはその斡旋指導機關が必要とされる。

×

最後にこゝに一考を要するは以上の誘致を開始せる都市に對し非活動都市の存在する事である。彼等は何故に動かないか。恐らくそれは次の理由のいずれかに倚るのであらふ

甲、上記の「立地々帯」外の都市たる場合

乙、「立地々帯」内にある場合

イ、局所的に立地上の缺陷ある場合——特に時代産業に對し

ロ、誘致す可き土地を有たざる時

ハ、民心が退嬰的な場合

甲は止むなき様であるが、さればとて東北にも工場が誘致された實例あり、又理研立地の如きがありとせば必ずしも此れも絶對性のものではない。國或は地方廳等強力なる機關により特惠的な條件さへ與へられれば可能となり得る。地方廳により特惠づけられた例として富山、福

井、石川の地帯の活動がある。

乙の中は勿論最も誘致易々たる地方でなければならぬ。それにもかゝらず活動なきは概ね此に掲げたる三つの理由によるのである。例へば静岡縣の如き最も工業適地にして尙且工業化せざる場合は

茶業發達し——勞働賃高く——水に缺乏して

等の事が多い。高松市の工業化せざる理由も水の缺乏によると云はれて

次に甚屢多きはその都市が自個行政区域内に誘致す可き土地の餘地なく、餘地ある町村は此に隣接するもその力なく、しかも兩者間に合併の機なき場合である。此の例も亦實に多い。(静岡縣中泉町、岩手縣盛岡市等一例)

又總てに於て、何等云ふ可き點なきにかゝはらず、舊藩等の氣風を負ひ市民に積極性なく誘致せんとせざる事もある。此れ等の場合最も抵抗多きは、イ、なる可きも此とて策なしとはしな

總ては國家乃至公共團體等に強力なる誘致助成機關が出来、説得をせしまなければ必ず成功すると考へられる。併せて、かゝる機關置についても國家に望まざるを得ないのである。